The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ペテルブルグ所蔵ウイグル文書 SI 4bKr. 71 の一解釈―人身売買および銀借用にかかわる文書―
Author(s)	梅村, 坦
Citation	内陸アジア言語の研究. 2002, 17, p. 203-221
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/19323
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ペテルブルグ所蔵
ウイグル文書 SI 4bKr. 71 の一解釈
——人身売買および銀借用にかかわる文書——

梅村　坦

はじめに

従来，体系的に公開されてこなかったロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクトペテルブルグ支部（以下 SPF と略称）に蔵されている中央アジア出土の文書群について，（財）東洋文庫は 1996 年以来，その調査とマイクロフィルムによる保存と公開の作業をすすめてきた.[(1)]

筆者はその作業のうち，ウイグル文字写本について庄垣内正弘氏とともに公開のための仮目録を作成する仕事にかかわってきた．この仮目録は東洋文庫に備え付けられ公開された.[(2)] 東洋文庫と SPF のあいだに結ばれた契約にもとづいて，利用者は東洋文庫所蔵のマイクロフィルム 3 齣までなら，とくに SPF からの利用・発表許可を必要としなくなった．ただし，SPF の研究者との連絡などが重要であることには変わりないと筆者は考えている．

本稿で紹介・検討するウイグル文書 1 件も，もちろん仮目録に登録されているものであるが，調査の段階[(3)]で利用を許されたもののひとつであり，念のため機関の正式の許可を申請し，またトゥグーシェヴァ女史の快い了解を得られたことに感謝したい．掲載のファクシミリのうち，表面はマイクロフィルム将来

(1)　佐藤 2002, p. 085.

(2)　「仮目録」

(3)　筆者の調査は 1996 年 4 月上旬のものであるが，マイクロフィルム撮影準備のためにウイグル文字写本の全体像を掌握することが最優先課題であった．そのため，たまたま眼についた本文書についても，現件につき充分な検討を加える時間はなかった．その限界のもとでの情報であることをお断りしておきたい．

以前に入手できたもの，裏面はフィルムを利用できたものである．

本稿の目的とするところは，ウイグル文契約文書研究という面からは，売買文書及び貸借文書に関係をもつ文書を1件増加させること，そしてこの文書からうかがえる中世ウイグル社会生活の一断面について触れる，というささやかなものである．

1．文書 SI 4bKr. 71 の状態

紙　：漉縞はほとんどみえない．中上質の中厚程度．黄褐色．

寸法：文書縦書きとして，縦 26 cm，横 28 cm．

保存：状態は良好であるが，貼り付けてある透明紙が古びて皺になっているため，裏面（漢文面）の文字はやや見にくい，と記憶する．

2．裏面などから窺われる特徴

SPF でウイグル文書として保管されている状況から，漢文面を裏面としたが，写本の由来を考えるならばこの面が本来は表面である．それは「□□□□経巻第十」の漢文奥書であり，最終行に「龍朔二年九月上旬寫訖」とある．唐の高昌統治時代，662 年のものである．交河縣，麴明倫などの固有名詞がみえることから，本写本はトゥルファン盆地出土と考えてよいだろう．漢文面については，固有名詞をふくめてすでに荒川正晴「ヤールホト古墓群新出の墓表・墓誌をめぐって」『シルクロード学研究』10, 2000 年 3 月の pp. 165-166 に，『妙法蓮華経』としてすでに紹介されていることを吉田豊氏から教示をえた．

この部分がなんらかの理由によって切り離され，ウイグル人が利用するに至ったものであろう．ウイグル文面には時代を特定する語彙や指標などは見出せない．ただ一画ずつが明瞭な草書体であることは確かであり，t/d, s/z の混用があるが，それらも時代の決定に直接資するものではない[(4)]．最初に本文の読解を提示する．

(4)　森安 1994, p. 68；沖 1996, pp. 39-42.

3．ウイグル文字面の転写と翻訳

3-1．転写

(recto)　[Plate III]

1. bars yïl altïnč ay biš yangïqa manga qača-m-qa yung(l)aq-lïq
2. kümüš krgäk bolup danguta-nï (pusar)du-qa bir yasḍuq biš
3. stïr kümüš saḍtï kiz öngdün kim qayu kiši-lär čam čarïm
4. qïlmaz-un
5. munta tanguda baṣ bitigig qïlayïn tip ḍitim ärdi bolmadï
6. bars yïl altïnč ay tört yangïqa manga tanguda-šäli
7. -kä asïγ kümüš krgäk bolup (bur)ïnč qay-a-ta üč otuz
8. stïr kümüš altïm qač ay tutsar mn ay sayu asïγï
9. bilän köni birürmn birginčä yoq bar bolsar mn apam ····uq
10. köni birṣün tanuq käd tonga tanuq asana tanuq täsik
11. bu tamγa biz ikägü-nüng ol mn taz-tu ayïtïp bitig qïltïm
12. bu nägü täg yoγun qalyuq sän pusardu-taz ay · ay sini mn
13. bu ïduq nom
14. mn tsombg bitigči bitiyü tägintim ärür bitigči-lär körüp

(verso)　[Plate IV]

1. mn tüyuq-luγ inčgä ärti

3-2．翻訳

(recto)

1. 虎歳第６月初（旬）５日に，私にカチャムに通貨用の
2. 銀が必要となって，ダングタを（プサル）ドゥに，１錠５
3. 両の銀で彼は売った．妻（キズ？）（は？）今後いかなる人たちも争議を
4. 起こしてはならない．
5. これよりタングダの原証文を作ろうと私が言っていたのは無となった．

6. 虎歳第6月初（旬）4日に，私にタングダ＝シェリ
7. に利息銀が必要となり，（ブリ）ンチ＝カヤより23
8. 両の銀を借り受けた．何ヶ月借用していようとも，月ごとの利息
9. と共に私は正しく返済する．返済する前に私が逃亡したならば，私の祖父・・・・ウクが
10. 正しく返済せよ．立会人ケド＝トンガ，立会人アサナ，立会人テシク．
11. このタムガ印は我ら二人のものである．私タズ＝トゥが口述させて証文を作った．
12. この，どれほど重く残ってしまった汝，プサルドゥ=タズよ．ああ汝を我．
13. この尊き経典．
14. 私ツォムベグ写経生が最後まで書き終わったところである．写経生たちが見て

(verso)

1. 私ティユクルグが点検したもの．

4．注釈

第1行：yunglaq-lïq 第1の1のフックは書き忘れられている．

第2行：danguta は5，6行では tanguda と書かれているものと判断する．このことは第6節で述べる．

第2行：(pusar)du と，第12行の pusardu-taz とについても第6節で触れる．

第3行：saḍtï は，最後の -m が脱落したものか，あるいは書き手の意思が入ったものか，第6節で触れる．

第3行：kiz öngdün の kiz は kiši「妻」か，または人名キズであろうか．以下の文章を含めて多少混乱していると思われるが，「いかなる人たち」の中に妻またはキズも入るということかと思う．

第4行：čam は写真では -im のようにも見える．

第7行：üč yüz on と読む可能性も一時は考えたが，森安孝夫氏の指摘により üč otuz と確定する．このほか編集段階でいくつか指摘を頂いた氏に感謝したい．

5．文書の構成と内容

全14行＋裏1行の文章を内容からみると，12行目までと13行目以下との二つの部分に分けられる．そして12行目までの部分は2種類（1～4行／6～11行）の内容に分かれ，その両者をむすびつける役割を果たしているのが第5行目で，しめくくっているのが第12行目であると考えられる．一方，筆跡をみると，1～4行と5～12行は筆跡は同じかもしれないが，両者では筆の運びの勢いや文字の大きさがわずかながら異なっているように見える．13行目は別筆．さらに14行目およびその連続と読める裏面のウイグル文はそれまでのどれとも別筆と見られ，1～12行の内容といかなる関連があるのか，俄かには判断できない．おそらく別の写経にかかわると思われるので，13行目以下は本稿の考察対象から省く．

以下に，文字通りの内容を確認していく．

5-1．第1～第4行の内容［A］

この［A］部分では，カチャムがダングタを（プサル）ドゥに銀1錠5両で売ったことが示される．結論を先にいえば，内容はあきらかに人身売買であるが，人身売買契約文書の現物ではない．

いままで知られている人身売買契約文書11点は，周知のようにほぼ一定の書式にもとづいて書かれている．(5) 護雅夫・山田信夫両氏のまとめを参考にして再編すると次のような書式項目になる．

(5) 11点とは『集成』Sa 19～Sa 29である（以下本稿では『集成』収載のものについてはその番号を用いる）．森安1994はそれらへの補足解説を含む．売買文書の書式については，護1961b, c；山田1963でほぼ解明された．このほか，山田1972ではSa 21～29が研究され，Zieme 1977ではSa19, 20がとりあげられた．

(a) 売買の年月日，(b) 売主，(c) 売買の事由，(d) 売買対象人物と買主，(e) 代価，(f) 代価の授受，(g) 買主の権利，(h) 売買担保文言，(i) 立会人の記名，売主の記名・花押や印章，書写人，立会人の花押や印章.

これにしたがって，典型的な一例である Sa 21 (T II D 373 = U 5240 = USp. 61) の翻訳を『集成』より引用[(6)]してみる.

(a) 鶏年第 4 月初 (旬の) 8 日に.

(b) 私に (即ち) リヴ＝タイプの息子であるコヴチュに

(c) 通貨用の銀が必要となって，

(d) プキングという名の私の男奴隷を，キングスン尊者へ

(e) 47 両の現銀で，公正に (且つ) 熟慮の上売却した.

(f) この代価 (である) 47 両の銀を，本証文作成の日に，私キングスン尊者は完全に勘定して支払った．私コヴチュも完全に勘[定して受]領した.

(g) このプキングという名の奴隷に対し，キングスン尊者が権利者となれ．気に入れば自分が保有せよ．気に入らなければ他人へ転売せよ.

(h) 私の (娘) 婿サムシバも，私の弟シシ＝・・，私の弟シシ＝ウウ (？)，さらにまた誰も争議を起こしてはならない．もし，彼ら (のうちの誰か) が争議を起こすならば，この奴隷と・・・同等の奴隷 2 人を準備してやり，買い戻すこととせよ.

(i) [立会] 人コタン＝トグリル，立会人キズ (qïz) ＝トゥルミシュ，立会人マシ＝・・・．[この]タムガ印は私コヴチュのものである．私，百戸長のエセネが (当事者たちに) 口述させて (本証文を) 書いた．この奴隷 (について) 誰かが争議を起こすなら，私たちシル＝キュデギュと・・・・ベディズチとサシチ＝マシが共に関知する (＝責任をとる).

鶏年第 4 月初 (旬の) 9 日に.

私コヴチュはプキングという名の男奴隷の売価 (である) 47 両の銀を完

(6) 『集成』第 2 巻，pp. 45-46.

全に受領した．立会人キズ＝トゥルミシュ，立会人コタン＝トグリル．このタムガ印は，私コヴチュのものである．私エセネが口述させて書いた．

(裏面)　プキン［グという名の］男奴隷の原本 (baš bitig) である．

この Sa 21 文書では最後に，売価の受領の事実を再確認し，裏面（といっても実際には題名が表に見えるように規則的に小さい短冊形に折りたたまれていたのであろう[(7)]）に，証文の題名として，「原本 baš bitig」(本稿では原証文という) だと書いてある．baš bitig については後に触れる．

さて，書式完備のこの人身売買契約文書と比較すると，SI 4bKr. 71 文書の 1 ～ 4 行目は，(a) から (f) の売買の経過だけは明確であるものの，(f) は簡略であり，さらに (g) 買主の権利宣言はなく，また (h) 売買担保文言も不備である．証文形式として不可欠の (i) 部分は，実際のタムガ印の印影も含めて，ここでは欠けている．

このようにみれば，この部分は正式の契約証文ではありえず，カチャムがダングタを 1 錠 5 両でプサルドゥに売り渡した経緯を記したものにすぎないことが容易にわかる．

しかし，この文書の中に書かれた人身売買の事実内容にとくに不自然なところはないから，実際におこったものとみなしても誤らないであろう．この銀代価 1 錠 5 両の額は他例からみて妥当な額である．ラドロフの転写のみが頼りの Sa 26 (USp. 57) は，実物・写真ともに見つかっていないが，息子を 60 金で売ったという破格の例である．銀決済の例，上掲 Sa 21 の男奴隷 47 両，Sa 22 (SI 3Kr. 34 = USp. 114) の女奴隷 50 両は，本文書の 1 錠 5 両 (55 両) にほぼ匹敵し，Sa 24・Em 01・Mi 10 の「奴隷ピントゥン」9 鈔錠という価格は数字上では 8 倍強となる．ただしピントゥン文書は 1280 (至元 17) 年と確定しており，その 5 年ほど前からインフレが進み，7 年後には平価切下げで銀に対する鈔の価

(7)　山田 1972, pp. 201, 216.（再録 pp. [279], [294].）

値は1/10に下落している[8]．したがってピントゥンの銀による値段もほぼ上例に近いといえよう．いずれにしても本例の売却額は他例の範囲内におさまっているのである．なお，ピントゥンは奴隷とはいえ仏教者として教養も豊富で，自ら訴状を認めるほどであった[9]．ダングタの価格は，奴隷より少し高く，特異な存在ともいえるピントゥンのような者にほぼ匹敵するものであったとも考えられる．

いずれにせよダングタは奴隷身分のものとして売られたと解釈してよかろう．

ここでは，この部分が契約証文ではないものの，売買そのものの事実があったことと認識しておく．

5-2. 第6行～第11行の内容［B］

4行目までの［A］と対照的に，この［B］部分は貸借契約文書の書式[10]にのっとった，首尾の一貫した文章である．いままで知られている銀貸借文書(Lo 07 ～ Lo 10)[11]のなかからその典型を Lo 07 (TM 222, D 51 = U 5230 = USp. 18) にみて，比較してみよう．下段太字が本文書．

(i) 貸借年月日	鼠歳第4月初（旬の）1日に．
	虎歳第6月初(旬)4日に．
(ii) 借主・条件	私に(即ち)ボルミシュに利息付きで銀が必要となり，
	私にタングダ＝シェリに利息銀が必要となり，
(iii) 貸主・額	カラ＝オグルより6両の銀を借り受けた．
	(ブリ) ンチ＝カヤより23両の銀を借り受けた．
(iv) 填補利息	何ヶ月借用していようとも，私は毎月1銭半ずつの銀という利息と共に，正しく返済する．

(8) 前田 1947, pp. 28-29.（再録 pp. 112-114.）；cf. 梅村 1977, p. 09.
(9) 山田 1968；小田 1992.
(10) 護 1961a, d, 同1967；山田 1965.
(11) 『集成』第2巻, pp. 90-93.

	何ヶ月借用していようとも，私は月ごとの利息と共に正しく返済する．
(v) 保証文言	返済する前に私が逃亡したならば，私の妻テュズクが正しく返済せよ．
	返済する前に私が逃亡したならば，私の祖父・・・・ウクが正しく返済せよ．
(vi) 立会人	立会人ボルルクチ，立会人エル＝ブカ．
	立会人ケド＝トンガ，立会人アサナ，立会人テシク．
(vii) 借主の印	[この] タムガ印は，私ボルミシュのものである．
	このタムガ印は我ら二人のものである．
(viii) 書写人	私 [イ] ギナ＝トゥトゥングが口述させて（本証文を）書いた．
	私タズ＝トゥが口述させて証文を作った．

双方ほとんどみごとに対応していることがわかるが，3点ほど検討しておきたいことがある．

【asïγ kümüšと利息額】

(ii) にあたる部分は Lo 08 (USp. 52) も Lo 07 と同様に「利息付きで銀が必要となり」とあり，それに対応して (iv) には毎月の利息額を明記している．(ii) 部分を単に「銀が必要となり」とする Lo 09 (SI Uig 16 = USp. 47) も (iv) で利息額を記しているから，Lo 07～09 は同一書式にもとづく契約証文ということができる．

ところが，本文書 SI 4bKr. 71 の (ii) には「利息銀 asïγ kümüš が必要となり」とある．これには二通りの解釈が可能であろう．

第一は，Lo 07～09 と同じ書式であるとみなして，Lo 07・08 の asïγ-qa「利息付きで」の接尾辞 -qa の脱落とみる解釈．本文書では (iv) にあたる部分で利

息額の明記はないものの，下表の如く，Lo 07・Lo 08 の「月ごとに ay sayu」または Lo 09 の「一ヶ月に ay-ta」と同じように「月ごとの利息 ay sayu asïγï」と共に返済するといっていることから，この解釈がもっとも妥当なものであろう．とはいえ，書いていないものを簡単に付け加えるのもはばかれる．

	Lo 07	Lo 08	Lo 09	Lo 10	4bKr. 71
(ii)	利息付きで銀 asïγ-qa kümüš	利息付きで銀 asïγ-qa kümüš	銀 kümüš	銀 kümüš	利息銀 asïγ kümüš
(iii)	6 両	3 両	4 両	10 両	23 両
(iv)	月 1 銭半 ay sayu birär yarïm baqïr	月 1 銭 ay sayu birär baqïr	月 1 銭 bir ay-ta birär baqïr	——	月ごとの利息 ay sayu asïγï

そこで，第二の可能性として，借用する銀の目的つまり「利息支払いのための銀」と解釈できるとすれば，これは別の借金における利息支払いのための銀ということになろう．しかし従来の貸借契約文書や貸借にかかわる雑種文書には，単に「必要となり」という文言のほかに借用の理由を特定する語句例を見出すことができないため，確実なことは言えない．不可能ではないという程度の案である．

以上，「利息銀 asïγ kümüš が必要となり」の部分の解釈をおこなった．これが契約証文そのものではないにしても，利息額の明示がないのはやはり気にかかるところである．いままで知られている銀借用文書のうち (iv) 利息額の明記がないのは 10 両借用の Lo 10 (SI 3Kr. 33 b = USp. 113) のみである。この文書は練習用の下書きと考えられている[12]．猪歳 2 月 26 日という具体的日付けがあること，借主とその弟，貸主，立会人の個人名が特定されていることから一般的な書式文例（規範）ではない[13]とはいえ，借用銀が10両，返済日が 10 月 10 日など

(12) USp., p. 208；護 1961d, pp. 235-236.（再録 pp. 358-359.）
(13) 梅村 1985, p. 97.

10という数字が重なっていること，「タムガ印」にあたるものが、Lo 07～09のものと違って手書きであることなどがその根拠とされている．

これに比して本文書の場合も，これが実行契約証文ではないからやはり利息額を書く必然性もなかったのか，あるいはほかに理由を探すことができるのかはわからない．

【返済保証人】

(v)部分であるが，債務者(タングダ)が返済前に逃亡して返済不能の事態がおこった場合に債務を代償する義務を負う者[14]，すなわち返済保証人は，本文書においてはタングダの祖父(・・・・ウク)と記されている．

借用証文の保証文言に記される返済保証人は家族構成員がほとんどであり，債務返済義務は本人とともに家族にあるのがウイグル契約社会での一般的な姿と考えられる．

返済保証人が書かれている証文25例(Lo 02, 03, 05-14, 16, 18-21, 23-30)を見ると，その返済保証人は，妻(Lo 07, 08)，息子(Lo 05, 19)，弟(Lo 09, 10, 20, 27)，家族(Lo 06, 11, 26)，弟と家族(Lo 12, 13, 18, 21, 23, 24, 28)，息子と家族(Lo 14, 25)，ある個人と家族(Lo 16, 30)という具合に，近親者と家族が22例を占め[15]，そのうちの11例が，家族との併記となっている．この点については，すでに護雅夫氏が検討した[16]事実と，その後史料が増加した今でも基本的な変わりはない．

ただ債務者の祖父がこの立場に立つ例は本文書がはじめてである．一般的にいって家族の中に祖父が含まれていてもおかしくはない．しかし，返済能力の点は個別の問題であるから適不適を論じることは勿論できないにしても，やや不自然さが残るのではないか．これについては後文6-3.で触れる．

---

(14) 護 1961d, pp. 249-250.(再録 pp. 382-385.)の用語を拝借した．

(15) そのほかは関係不明の個人(Lo 2, 3)，例外的に債務者本人(Lo 29)．

(16) 護 1961d, pp. 240-251.(再録 pp. 366-386.)

【タムガ印】

この文書は実行証文ではないからタムガ印の影も形もないのは，いわば当然の現象である．貸借契約証文におけるタムガ印，ニシャン印(略花押)の捺された実例は多く，『集成』第3巻を参照されたい．なお印を捺す者は，山田氏によれば債務者と記名のある保証人にしぼられる[17]．「このタムガ印は我ら二人のもの」という本文書の場合も債務者タングダと，保証人の祖父・・・・ウクと理解してよい．

以上を要するに，6～11行の [B] 部分は，タムガ印などをもたない非実行証文であることは当然のこととしても，他の貸借文書と比較対照するに耐える書式を備えながら，返済に関わる利息額と保証人の部分に若干の問題があることがあきらかとなった．

そこであらためて第5行と第12行を含めた文書全体を検討してみることとする．

6. 文書全体の解釈

6-1. 解釈のための前提

本文書の第1～4行 [A] が人身売買の事実を，そして第6行～11行 [B] が銀借用の事実を示していること，とりわけ [B] はほぼ完全に近い証文書式をもっていることが確認された．そしてそれらが実行契約証文そのものでないことも自明のことであった．

この二種類の内容を連結しているのが第5行であり，しめくくっているのが第12行であることに注目しつつ，その二つの行の文に仮説的な解釈を加え，この文書全体からストーリーを読み取る試みをおこなってみたい．そのためにはいくつかの前提が必要となる．

[A] 部分の筆致は，5行以下 [B] を含む12行までのそれとわずかに異なっ

(17) 山田 1965, p. 128. (再録 p. [114].)

て見えることは第5節のはじめに述べたとおりである．それが第2行のdangutaと，第5行tangudaおよび第6行のtanguda-šäliとの表記の違いに影響したとすれば，それらを同一人物とみることに異論はないと思う．筆致の差異は無視できる範囲のものとして，それが同一人の筆だとしたら，dangutaとtangudaを書き分けたことに何らかの意図があったかもしれない．ほんの少しの時間差ということも考えられよう[18]．また5～12行全体の筆跡と筆致は一貫していることに鑑みれば，[B]の書き手タズ＝トゥ(taz-tu)がここすべてを書き，したがって第5，12行の主語もタズ＝トゥということになるに違いない．さらに第3行目のsaḍtïは，正式の証文であれば売り主が主語となるsattïmとなるはずのところが三人称過去である．これは書き手，おそらくはタズ＝トゥの意思が思わず現れたものと考えておきたい．

このことに加えて，5行目が「muntaこれより，このことから」と書き始められていることをみると，タズ＝トゥは[A]の売買と，[B]の借用という両事実を把握していること，つまり両事実は切り離せない関係にあることは疑いない．前提の最後に，[A]の第2行の読解に多少の留保が必要かもしれないが，買主の(pusar)duと第12行のpusardu-tazを同一人物とみなしておきたい．

6-2. 第5行の解釈について

まずタングダ(danguta, tanguda, tanguda-šäli)は虎歳の6月4日に23両の借金をしたが，翌日の5日には1錠5両すなわち55両で売られた．これが[B][A]両部分の示す基本的な事実関係ということになる．

ここで，書き手タズ＝トゥが第5行で「原証文baš bitig」を結局作成しないことになったという部分を解釈しなければならない．アラト氏[19]，山田信夫氏[20]を受けて小田壽典氏が論じたように，baš bitigは「所有権の移転に際して，売買契約

(18) 意識的か無意識かは別として，d/tがある程度明確に書き分けられる混用のあり方として興味深い例となろう．

(19) Arat 1963, pp. 26-28.

(20) 山田 1972, pp. 175-179. (再録 pp. [253]-[257].)

にしたがって，新たに作成され」「必ず売主から買主に渡され」るものであると[21]すれば，この「原証文」は人身売買について買主プサルドゥに宛てて作られようとしていた契約原証文ということになる．

従来知られてきた文書における用法の整理によればそのようになる．この解釈によって第5行の文意をつうじさせようとすると，冒頭の「munta（これより，このことから）」を，動詞 qïlayïn「作ろう」に掛かる語句とみて「この売買の事実をもとにして原証文をつくろうと私が言っていた」のは「無（いこと）となった」と解釈することになろう．そうなれば，第5行の意味は4行までの[A]事態の結論であり，原証文をつくらないことになったことを宣言して一文が終了する．

しかしそのように見なすのでは，動詞 bolmadï が書かれる内容上の理由が置き去りにされ，原証文をつくらないことになった理由を探れなくなる．また，つづけて[B]の銀借用の事実をわざわざ書き記す一貫性を見出せなくなるのではないだろうか．[22] やはり[A][B]両事実を併記して，そして最後に第12行を書く動機があったはずだと想定しなければ，この文書全体の意味が理解できなくなる．筆者の考えでは，munta を受ける動詞は bolmadï である．すなわち「この売買の事実ゆえに」「原証文を作ろうと私（タズ＝トゥ）が言っていたのは無（益なこと）となった」と解釈するものである．そう考えてよければ，作らないことになったのは，タングダの銀借用の事実に関する契約「原証文」である．筆者にはそれが自然な読み方に思える．貸借原証文を作らなかった理由は，翌日にタングダが売られてしまったことに求めるべきであろう．タングダが売られた原因に関わっているからこそ，銀借用の契約内容[B]を書き記したのだと考えたい．

---

(21) 小田 1990, pp. 18-20；Oda 1991, pp. 43-44.

(22) ただ，書き手はわれわれのように論理的に説明するために書いているのではないとすれば，以下に述べることも文書自体によって拒否されてしまうかもしれない．

6-3. 売買の原因をめぐって

23 両の借財は決して小さくない．上述の asïγ kümüš に関する第一の解釈に立って，それが asïγ-qa kümüš と考える場合，その返済利息はどのようになるか．借金額に対する月ごとの利息は，Lo 07 で 6 両に対して 1 銭半すなわち利率 2.5 %，Lo 08 で 3 両に対して 1 銭すなわち 3.3 %，Lo 09 で 4 両に対して 1 銭すなわち 2.5 %である．この，月 2.5 ～ 3.3 %を仮に標準の利率と考えると，タングダが借り受けた 23 両に対する利息は月に 5.75 銭から 7.59 銭にのぼる．こうした借財が上表の他例にくらべて大きいのは一目瞭然である．また，第二の解釈によれば 23 両の利息を支払うことになっていたわけだから，仮に利率 2.5 %の 12 ヶ月分として計算すると，その借金元額は 76.7 両ほどとなる．タングダは，このような借財を 6 月 4 日の時点で抱えていたことになる．

いずれの場合にしても，タングダの借金は大きなものであった．タングダが売られた理由は，結局のところ借金がかさんだためではないか．では，そのような借金漬けのタングダを売ったカチャムは誰だろうか．

本文書 [B] の返済保証人は祖父だけである．前節 5-2. の【返済保証人】の項でみたように，家族が併記されて返済保証人となる例が多かった事情のなかで，祖父という異例が出現したのである．そこでは控えた推測をあえてここで述べるならば，祖父を借金の保証人に立てるのは，保証の実効性を疑わしめる．そこに書かれていないけれども「家族」の存在を想定してもよいのではないか．そして，6 月 4 日の借金によってタングダの家族全体が負債を負ったと考られないだろうか．

こうして借金に苦しんだタングダの家族が債務者本人であるタングタを売った．これも推測の域を出ないが，その売主カチャムはタングダの父ではなかったか．息子を売る例は，前掲の Sa 26 のほかにも Sa 27 (TM 95, D 181 = U 5235) をあげることができる．

ここで，タングダの借金の正式契約証文である「原証文」が作られないことになった理由にもどると，もしこの「原証文」がなければ，否，作るのをやめたと

いうのだから，債権者ブリンチ＝カヤは取り立てする根拠がないことになる．タングダの祖父，あるいは家族も借金から逃れられる．見方を変えて，タングダは実際には借金をしないで，タングダの家族はタングダを売ったのだ，と考えられるだろうか．しかしそれではなぜ[B]の銀借用部分が書き記されたのかの説明にならないし，第12行に意味を与えにくい．

6-4. 第12行目の解釈について

ところで，タングダを6月5日に買ったのはプサルドゥ(＝タズ)である．書き手のタズ＝トゥが「重さを負った汝」というように憐れみか，慨嘆かはわからないが，ある種の感情をよせている対象である．6月4日の借金の原証文は作られなかったのだから，債権者ブリンチ＝カヤがタングダの家族に迫ってくることはないし，プサルドゥも借金とは無関係でいられる．しかし書き手タズ＝トゥは一切の事情を知っていた．借金から逃れるタングダとその家族たち，その結果，値段からみておそらくは奴隷身分として売られたタングダ，法的に債権回収の見込みがなくなるブリンチ＝カヤおよびその事情を知ってか知らずか，タングダを買ったプサルドゥ，そして1錠5両を手にしたタングダの家族．このような関係者の構図を想定することができないだろうか．ついでながらタズ＝トゥも，タングダ＝シェリも，プサルドゥも名前からすれば仏教徒にちがいない[23]．こうした関係者たち，とりわけ買主プサルドゥに対する配慮がはたらいてこの第12行が書かれたのではないか．このように事が運んだとしたら当然紛争となるに違いないが，どうなったのかは知る由もない．当面このように推測するにとどめ，これ以上に憶測を重ねることは控えねばなるまい．

ただ，一言だけしておこう．保証文言が読み取れるウイグル貸借文書では，たとえ「家族と共に返済すべし」と記されていても，保証人として記名される以

(23) トゥはトゥトゥン都統の略 (cf. 山田 1965, p. 170. 再録 p. [156].)，シェリは阿闍梨の略(小田 1987, p. 82 にレファランスあり)，ドゥは奴の音写(cf. Zieme 1990, p. 137；小田 1987, p. 60, n. 24, p. 62, n. 42.)．プサル＝菩薩は早くから知られ (Radloff, W., *Kuanši-im Pusar*, 1911)，庄垣内 1982, p. 48, 第 55 行にも例がある．

外の家族は特定されていない．そのことはすでに護氏が指摘しているところであり，署名がなく，実際に債務者に返済能力がなくなった場合に債権者の権利はどのように保護されたのかはわからないのである[24]．たしかにそうした場合の明確な実行規定がウイグル文契約文書にはなく，法的実効性に曖昧さが指摘されていたところである．

おわりに

以上のように本文書の構成内容を分析してきてみると，人身売買の背景として借金の重圧というものがあったという中世ウイグル社会に暮らす人々の日常の一端が具体的に浮かび上がったのではないかと思う．本文書の解釈のしかたによっては，債務者が「法の網」を逃れる行為をおこなっていた，その実態の一例を垣間見ることになったのではないかとさえ考えたくなる．ウイグル契約文書は権利者保護の条項を備えているにもかかわらず，たとえば売買契約で一定の賠償をともなえば売主側から解約して買い戻しを可能とするような[25]，いわば債務者の権利が優位にたっているかのようにみえる文書表現がある．時代性も考慮しなければならないけれども，ウイグル契約文書からうかがう限り，権利関係が実際の社会でどのように機能したかが不明の点が残っているのである．そうした社会背景を，この文書は反映しているのかもしれない．

ほかに関連文書でもあれば別だが，ほとんどこの１文書内の情報から事態を理解しようとする限界を大きく出ることはできなかった．ひとつの文書から多くを導き出すのは危険であるし，まだ他の文書類との緻密な実証は積み重ねをおこなっていくべきであろう．日ごろから庄垣内氏からは，翻訳・解釈をしすぎてはならない旨の戒めをいただいているにもかかわらず，本稿では推測・憶測の域にも踏み込んだ．文書解釈のひとつの試みとして大方にもご海容頂ければ幸いである．

---

(24)　護 1961d, pp. 248-250.（再録 pp. 382-385.）

(25)　森安 1989, pp. 61-74. また上掲 5-1. の Sa 21, (h) 項を参照.

【引用文献】

USp.：Radlov, W. W. *Uigurische Sprachdenkmäler*, Leningrad, 1928. (Rep. 1972)

『仮目録』：梅村坦・庄垣内正弘・吉田豊・ヤークプ アブドゥリシド（編）『東洋文庫所蔵 St. Petersburg ウイグル文字・ソグド文字・マニ文字写本マイクロフィルム仮目録［第1稿］』東洋文庫, 2002.

『集成』：小田壽典・P. ツィーメ・梅村坦・森安孝夫『ウイグル文契約文書集成』3巻, 大阪大学出版会, 1993.

Arat, R. Rahmeti 1964：Eski Türk Hukuk Vesikaları, *Journal de la Société Finno-Ougrienne* 65-1, pp. 11-77, -6pls.

前田直典 1947：「元朝時代に於ける紙幣の価値変動」『歴史学研究』126, pp. 26-48.（再録『元朝史の研究』東京大学出版会, 1973, pp. 107-143.）

護雅夫 1961a：A Study on Uygur Documents of Loans for Consumption, *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, 20, pp. 111-148.

護雅夫 1961b：「ウイグル文売買文書 —とくにその売主と買主とについて—」『遊牧社会史探究』9, pp. 1-18.（再録『内陸アジア史論集』大安, 1964, pp. 122-139；『古代トルコ民族史研究 III』山川出版社, 1997, pp. 475-502.）

護雅夫 1961c：「ウイグル文売買文書に於ける売買担保文言」『東洋学報』44-2, pp. 1-23.（再録『古代トルコ民族史研究III』山川出版社, 1997, pp. 503-529.）

護雅夫 1961d：「ウイグル文消費貸借文書」『西域文化研究』4, 法蔵館, pp. 221-254.（再録『古代トルコ民族史研究 III』山川出版社, 1997, pp. 337-405.）

護雅夫 1967：「ふたたびウイグル文消費貸借文書について」『前近代アジアの法と社会』（仁井田陞博士追悼論文集第一巻）勁草書房, pp. 235-266.（再録『古代トルコ民族史研究 III』山川出版社, 1997, pp. 406-436.）

森安孝夫 1989：「ウイグル文書箚記（その一）」『内陸アジア言語の研究』IV, pp. 51-76.

森安孝夫 1994：「ウイグル文書箚記（その四）」『内陸アジア言語の研究』IX, pp. 63-93.

小田壽典 1987：「ウイグルの称号トゥトゥングとその周辺」『東洋史研究』46-1, pp. 57-86.

小田壽典 1990：「ウイグル文トゥリ文書研究覚書 —baš bitig, 'ydyš bitig, čïn bitig—」『内陸アジア史研究』6, pp. 9-26.

Oda Juten 1991：On baš bitig, 'ydyš bitig and čïn bitig: Notes of the Uighur Documents Related to a Person Named Turï, *Türk Dilleri Araştırmaları 1991*, Ankara, pp. 37-46.

小田壽典 1992：「ウイグル文ピントゥング嘆願書の訳注」『豊橋短期大学研究紀要』9, pp. 153-159, -1 pl.；A Recent Study on the Uighur Document of Pintung's Petition, *Türk Dilleri Araştırmaları 1992*, Ankara, pp. 35-46, -1 pl.

沖美江 1996：「9～11世紀におけるウイグル文字の諸特徴 —時代判定への手がかりを求めて—」『内陸アジア言語の研究』XI, pp. 15-60.

佐藤次高 2002：「サンクト・ペテルブルグ東洋学研究所所蔵内陸アジア出土文書のマイクロフィルム公開について」『東洋学報』83-4, p. 085.

庄垣内正弘 1982：『ウイグル語・ウイグル語文献の研究 I —『観音経に相応しい三篇の Avadāna 』及び『阿含経』について— 』神戸市外国語大学研究叢書 12, 215p+15 pls.

梅村坦 1977：「13 世紀ウイグリスタンの公権力」『東洋学報』59-1/2, pp. 01-031.

梅村坦 1985：「イナンチ一族とトゥルファン - ウイグル人の社会」『東洋史研究』45-4, pp. 90-120.

山田信夫 1963：「ウイグル文売買契約書の書式」『西域文化研究』4 , 法蔵館, pp.29-62, +1 pl. (再録『集成』第 1 巻, III, pp. [33]-[71].)

山田信夫 1965：「ウイグル文貸借契約書の書式」「大阪大学文学部紀要」11, pp.87-216, +6 pls. (再録『集成』第 1 巻, IV, pp. [73]-[212].)

山田信夫 1968：「回鶻文斌通 (善斌) 売身契三種」「東洋史研究」27-2, pp. 79-104, +2pls. (再録『集成』第 1 巻, XVIII, pp. [586] -[559].)

山田信夫 1972：「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」「大阪大学文学部紀要」16, pp. 161-268, +12 pls. (再録『集成』第 1 巻, VI, pp. [239]-[360].)

Zieme, P. 1977：Drei neue uigurische Sklavendokumente, *AoF*. 5, pp. 145-170, +4pls.

Zieme, P. 1990：Sur quelques titres et noms des bouddhistes Turcs, Rémy Dor (éd.), *L'asie centrale et ses voisins influences réciproques*, Paris, pp. 131-139.